

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)

令和6年9月18日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400044 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2400033 号

## 第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における別表の第1欄の2、8、9及び11に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表の第2欄の2、8、9及び11に掲げる期間の標準報酬月額については、それぞれ同表の第3欄に掲げる額から第4欄に掲げる額とする。

別表の第2欄の2、8、9及び11に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第2欄の2、8、9及び11に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における別表の第1欄の4に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表の第2欄の4に掲げる期間の標準報酬月額については、同表の第3欄に掲げる額から第5欄に掲げる額とする。

別表の第2欄の4に掲げる期間の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求期間のうち、請求者のA社における別表の第1欄の12に掲げる期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。別表の第2欄の12に掲げる期間の標準報酬月額については、同表の第3欄に掲げる額から第6欄に掲げる額とする。

なお、別表の第1欄の12に掲げる期間について、本件訂正請求日(令和6年1月30日)以降に厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間：平成17年9月1日から令和4年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社に係る被保険者記録のうち、平成17年9月から平成21年8月までの期間及び平成22年3月から平成26年8月までの期間の一部の標準報酬月額が、実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額で記録されている。また、平成21年9月から平成22年2月までの期間及び平成26年9月から令和3年12月までの期間の標準報酬月額については、事業主の届出による訂正後の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。

請求期間に係る給与支給明細書（写）等を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の記録訂正を求めているところ、当該期間のうち、別表の第1欄の1から11までに掲げる期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法が、また、請求期間のうち、同表の第1欄の12に掲げる期間については、本件訂正請求日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから厚生年金保険法が、それぞれ適用される期間である。

2 請求期間のうち、別表の第1欄の2、8、9及び11に掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書（写）、支給明細書（写）及び給与明細書（写）、事業主から提出された貸金台帳（写）（以下「貸金台帳」という。）並びに事業主の回答により確認又は推認できる、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額、又は当該期間における各月の報酬月額に見合う標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額をいずれも超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、別表の第1欄の2、8、9及び11に掲げる期間の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書（写）、支給明細書（写）、給与明細書（写）及び貸金台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ同表の第4欄に掲げる額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、別表の第2欄の2、8、9及び11に掲げる期間について、請求者の請求内容どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したと回答している一方、同表の第2欄の2及び8に掲げる期間については、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行っていない旨を、また、同表の第2欄の9及び11に掲げる期間については、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超える標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行っていない旨をそれぞれ認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の同表の第2欄の2、8、9及び11に掲げる期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間のうち、別表の第1欄の4に掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書（写）及び事業主の回答により、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、上記2の厚生年金特例法に基づく認定方法により認められる標準報酬月額のうち、低い方の額である請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書（写）及び給与所得の源泉徴収票により確認又は推認できる別表の第1欄の4に掲げる期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額を、同表の第5欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち、別表の第1欄の12に掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給与明細書（写）、賃金台帳及び事業主の回答により確認できる請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、別表の第1欄の12に掲げる期間の標準報酬月額については、上記給与明細書（写）等により確認できる請求者の当該期間に係る本来の報酬月額から、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

- 5 請求期間のうち、別表の第1欄の1に掲げる期間について、請求者は、当該期間に係る給与支給明細書を所持していない上、事業主も当該期間に係る賃金台帳等の資料を保管していない

旨回答していることから、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間のうち、別表の第1欄の3、5から7まで及び10に掲げる期間について、請求者から提出されたA社に係る給与支給明細書（写）、支給明細書（写）、給与明細書（写）及び給与所得の源泉徴収票、貸金台帳並びに事業主の回答により確認又は推認できる請求者の当該期間に係る本来の報酬月額に基づく標準報酬月額、又は当該期間における各月の報酬月額に見合う標準報酬月額及び当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額は、オンライン記録により確認できる請求者の当該期間に係る標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、上記2の厚生年金特例法に基づく認定方法により、標準報酬月額の訂正は認められない。

## 別表

No.	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
	請求期間	請求期間に係る月	訂正前の標準報酬月額	訂正後の標準報酬月額		
			オンライン記録	厚生年金特例法	厚生年金保険法第75条本文	厚生年金保険法
1	平成17年9月1日から 同年12月1日まで	平成17年9月から 同年11月まで	28万円	—	—	—
2	平成17年12月1日から 平成18年9月1日まで	平成17年12月から 平成18年8月まで	28万円	34万円	—	—
3	平成18年9月1日から 平成20年9月1日まで	平成18年9月から 平成20年8月まで	34万円	—	—	—
4	平成20年9月1日から 平成21年9月1日まで	平成20年9月から 平成21年8月まで	34万円	—	38万円	—
5	平成21年9月1日から 平成22年3月1日まで	平成21年9月から 平成22年2月まで	34万円	—	—	—
6	平成22年3月1日から 同年9月1日まで	平成22年3月から 同年8月まで	38万円	—	—	—
7	平成22年9月1日から 平成25年12月1日まで	平成22年9月から 平成25年11月まで	36万円	—	—	—
8	平成25年12月1日から 平成26年9月1日まで	平成25年12月から 平成26年8月まで	36万円	38万円	—	—
9	平成26年9月1日から 平成27年9月1日まで	平成26年9月から 平成27年8月まで	36万円	38万円	—	—
10	平成27年9月1日から 平成28年8月1日まで	平成27年9月から 平成28年7月まで	36万円	—	—	—
11	平成28年8月1日から 令和3年12月1日まで	平成28年8月から 令和3年11月まで	36万円	38万円	—	—
12	令和3年12月1日から 令和4年1月1日まで	令和3年12月	36万円	—	—	38万円